



**市議会6月定例会
補正予算などの議案を可決**

総務課 077514963
077519819

市議会6月定例会は、6月7～27日の21日間の会期で開かれました。この議会では、平成31年度補正予算や、上尾市と伊奈町が共同で進める広域ごみ処理施設の建設候補地の選定に関する評価基準について、調査審議するための検討会議を設置するための条例などの議案が審議され、このうち市長提出の15議案については、上尾市職員倫理条例を閉会後に継続審査することとした他は、全て原案のとおり可決されました。可決された補正予算には、所得の低い人の介護保険料軽減のための費用などを計上しています。

6月27日に議長の選挙が行われ、深山孝氏が議長に選出されました。

議長 深山孝氏



略歴／総務常任委員会委員長、建設水道消防常任委員会委員長などを

歴任。大字上在住、62歳。当選4回(彩の会)

特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的措施による福祉手当の所得状況届の提出を

障害福祉課 077515123
07768872

特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的措施による福祉手当の受給者(支給停止者も含む)は、所得状況届を提出してください。この届けは、引き続き手当を受けられるかを審査するためのものです。対象者には、8月9日(金)以降に郵送で通知します。【提出期間】8月13日(火)～9月11日(水)(土)を除く 【提出方法】通知書に記載された必要書類と印鑑を用意して直接、障害福祉課へ

児童扶養手当現況届の提出を

子ども支援課 077516819
077415342

児童扶養手当を受給している人は、現況届を提出してください。この届けは、11月分以降も引き続き手当を受けられるかを審査するためのものです。受給資格者には、事前に郵送で通知します。【図下表のとおり受け付け／8時30分～17時、(土)の12～13時と(日)祝を除く】 ※窓口

の混雑を防ぐため、証書番号で受付期間を設けています。受付期間に来庁できない場合は、証書番号に関わらず8月中の都合のつく日にお越しください。【印鑑】 ※その他、各

自必要な書類は異なりますので、通知書に記載された必要書類を用意してください。【提出方法】直接、子ども支援課へ

証書番号	受付期間
1～2500、 984100～20220000	8/1(木)～8/7(水)
2501～3600	8/8(木)～8/15(木)
3601～4300	8/16(金)～8/22(木)
4301～4800	8/23(金)～8/31(土)

未婚の児童扶養手当受給者に給付金を支給

子ども支援課 077516819
077415342

児童扶養手当受給者のうち、未婚のひとり親の人に、給付金を支給します。対象となる可能性がある人には、児童扶養手当の現況届の通知書に案内を同封します。【図次の①～③の全てを満たす人①令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父

または母②令和元年10月31日(木)現在、婚姻(法律婚)をしたことがない③令和元年10月31日現在、事実婚をしていない 【支給額】1万7、500円 【支給日】令和2年1月11日(土)

【本人の戸籍謄本または抄本、本人確認ができる物、印鑑】 8月1日(木)～11月29日(金)に直接、子ども支援課へ

幼児教育・保育の無償化のための認定申請

保育課 077515121
077415342

3～5歳までの子どもがいる世帯の保育所、幼稚園、認定こども園などの利用料(保育料)が、10月1日(火)から無償化されます。本市に居住している子どもで、現在、教育認定や保育認定を受けずに保育サービスなどを利用している場合、無償化の対象になるには9月30日(月)までに認定申請が必要です。

申請が必要な人 図次の①②いずれかの人①3～5歳の子どもが幼稚園、認可外保育施設(児童福祉法に

基づく届け出がされた施設で、一般的な認可外保育施設、家庭保育室、ナーサリールーム、認可外の事業所内保育施設など)、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート

市議会6月定例会において、一般質問のあった「小敷谷地内フェンスブロック擁壁撤去・新設工事」につきまして、市民の皆さまにお詫びいたします。

■事案の概要

本来、地権者が施工すべき民地のフェンスブロック擁壁撤去・新設工事を、全額市の予算で実施

■問題点

- ①市で施工する必要のない工事であったこと
- ②工事発注にあたり、本来一体の契約として入札し施工業者を決定すべきところ、約693万円の工事を7分割し、全て随意契約で特定の1業者に工事を発注したこと

■今後の調査

本件により、当市に対する信用・信頼を著しく失墜させたことについて、市民の皆さまに、深くお詫び申し上げます。現在、外部の専門家である弁護士を交えて調査を実施しており、市議会9月定例会を目的に調査結果を公表できるよう全力で取り組んでまいります。

市長 畠山 稔



工事概要に関する問い合わせ／都市整備部次長 ☎775-5111(内線607)

ト・センター事業を利用して、利用施設をとおして認定申請をしていない②住民税非課税世帯で0〜2歳の子どもが認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用している ※住民税非課税世帯が不明な場合は、平成31年1月1日現在に在住の市区町村の個人住民税担当課に確認してください。☎申請書(保育課にある)に必要な事項を記入して、直接、保育課へ

●申請が必要ない人 ☎次の(1)(2)のいずれかの人(1)保育所、地域型保育、認定こども園、企業主導型保育施設

坂上遺跡方形周溝墓出土品を市の文化財に追加指定

生涯学習課 ☎775-9496 ☎776-2250

7月10日付で、1件2点の考古資料を市の有形文化財に追加指定しました。坂上遺跡(瓦葺)は、綾瀬川低地を臨む台地の縁辺部に立地し、これまで8回の発掘調査が行われていました。今回、指定したほぼ完全な形の壺型土器は、古墳時代前期に造られたと考えられる方形周溝墓から出土したもので、綾瀬川流域における自然環境と、文化形成の実態と変遷の過程を知る上で貴重なものです。

●出土品の展示 今回指定した出土品は、県立さきたま史跡の博物館で展示されています。☎9月1日(日)まで ☎県立さきたま史跡の博物館(行田市埼玉4834) ☎最新出土品展「地中からのメッセージ」☎一般/200円、高校生・学生/100円、中学生以下・障害者手帳を持っている人/無料 ☎県立さきたま史跡の博物館☎048-559-1111

上尾都市計画生産緑地地区の変更に係る原案の縦覧と意見書の受け付け

みどり公園課 ☎775-8129

☎775-9906

平成4年12月に都市計画決定した「上尾都市計画生産緑地地区」について、行為制限の解除や新たな道路整備などの発生により、生産緑地地区の一部変更を行います。このたび、その案がまとまりましたので、市民

コメント制度に基づき、意見を募集します。【案の縦覧・意見募集期間】8月1日(木)〜14日(水)8時30分〜17時15分(土(日)祝を除く) 【案・意見書の設置場所】みどり公園課 ☎上尾市民または利害関係人 【意見などの取り扱い】内容を検討し、策定の参考にする ※住所・氏名など個人が特定できる箇所を除き、意見の内容をホームページで公表します。個別には回答しません。【提出方法】意見書に必要な事項を記入して、8月14日まで(当日消印有効)に直接または郵送でみどり公園課(〒362-8501本町3-1-1)へ ※電話では受け付けできません。

ひとり親のためのお仕事相談

子ども支援課 ☎775-6819

☎774-15342

キャリアプラン、ライフプラン、就職・転職など仕事に関することを個別に相談できます。☎8月21日(水)・26日(月)、9月9日(月)・18日(水)15時(12〜13時を除く) ※1回の相談は50分です。☎子ども支援課(相談室) ☎ひとり親家庭の父または母 ※子どもの年齢は問いません。☎直接または電話で子ども支援課へ

上尾市総合防災訓練の内容を変更

危機管理防災課 ☎7755140
☎7759927

例年8月に小学校の校庭で総合防災訓練を実施してきましたが、より高い訓練効果を得るため、防災上の課題を踏まえた実践的な訓練に内容を変更して実施します。

①情報伝達・避難訓練 時8月18日

☎ 荒川の洪水を想定し、市内の自主防災会に避難情報の伝達と、平方上宿地区での避難訓練を実施

②災害対策本部設置運営訓練 時令和2年2月(予定) ☎大地震を想定し、市役所での確かな情報把握や対策指示を行う災害対策本部を運営する訓練を実施

年金の請求手続き

保険年金課 ☎77515137
☎7759927

全ての年金は、受けられる資格があっても本人が請求手続きをしなければ受給できません。請求先は、加入していた年金制度により異なります。各年金の請求先は下表のとおりです。なお、手続きに必要な書類が個人により異なりますので、事前にねんきんダイヤル(☎0570-051

1165)、大宮年金事務所(☎6213399)、または保険年金課にお問い合わせください。

加入していた年金制度	請求先
・国民年金(第1号被保険者期間だけ)	保険年金課
・国民年金(第3号被保険者期間がある) ・国民年金と厚生年金の加入期間がある ・厚生年金だけ	年金事務所
・共済組合だけ	年金事務所または各共済組合 ※共済組合の種類によっては、共済組合でだけ請求が可能な場合があります。
・国民年金と共済組合の加入期間がある ・厚生年金と共済組合の加入期間がある ・厚生年金と国民年金と共済組合の加入期間がある	年金事務所または各共済組合

●老齢基礎年金【受給要件】次の①

⑤の期間の合計が原則として10年以上の人①国民年金保険料納付済期間②国民年金保険料免除期間(一部免除の場合は、免除されなかった額を納付した期間)、納付猶予期間、法定免除期間、学生納付特例期間③厚生年金や共済組合の加入期間④第3号被保険者期間⑤合算対象期間(カラ期間) ※カラ期間とは、昭和36年4月〜昭和61年3月に厚生年金や

共済組合加入者の配偶者で、本人がどの年金制度にも加入していなかった期間などです。 ※受給資格期間を満たした人は希望により、60歳以上65歳未満に繰り上げ(減額)請求、または66歳以降の繰り下げ(増額)請求ができます。【年金額】満額で78万100円(平成31年度) ※免除・納付猶予・法定免除・学生納付特例期間や未納期間があると減額されます。

【支給月】偶数月の15日

●厚生年金を受給中の場合 65歳より前に厚生年金を受給している人は、65歳の誕生日に簡易申請書が送付されます。必要事項を記入して、日本年金機構へ郵送してください。

振り込め詐欺対策 通話録音装置の 無償モニターを募集

交通防犯課 ☎77515138
☎7759927

市内における振り込め詐欺などの被害防止のため、通話録音装置の無償モニターを募集します。☎通話録音装置(貸し出し)の1年間の使用とアンケートの記入 ☎市内に在住の65歳以上の単身・夫婦世帯など ☎50世帯(応募者多数の場合は抽選) ☎9月2日(月)〜10月25日(金)に直接、交通防犯課へ

防災行政無線を用いた 緊急情報の伝達訓練



危機管理防災課 ☎775-5140・☎775-9927

防災行政無線による試験放送

市内128カ所に設置してある防災行政無線から一斉に、次のように放送されます。

【放送内容】

- ①「これは、Jアラートのテストです。」を3回
- ②「こちらは、防災上尾です。」

地震や武力攻撃などの災害時に、国から「全国瞬時警報システム(Jアラート)」を通じて送られてくる緊急情報を、防災行政無線を用いて確実に皆さんにお伝えするため、情報伝達訓練を行います。これは、全国一斉に行われる訓練です。時8月28日(水)11時ごろ ☎右表のとおり

市長通信 輝く!
あげお

子育て世代包括支援センター出張窓口を開始



気軽にご利用いただける相談窓口です

昨年4月から、あげお版ネウボラ「子育て世代包括支援センター」を開設しました。子育て世代包括支援センターでは、母子保健コーディネーターが、母子健康手帳の交付時から子育て期に渡るまで、寄り添いながら相談や支援を行っています。今年の6月からは新たに、母子保健コーディネーターが市内13カ所の地域子育て支援拠点で出張窓口を開始し、子育てに関するさまざまな相談に応じています。

出張窓口では、出産後の母子と、母子健康手帳を交付したコーディネーターとが再会することもあり、会話も弾み、気軽に相談できるという声が届いています。

私も先日、地域子育て支援拠点の出張窓口に参

加させていただきました。絵本やおもちゃがたくさんあり、保護者やお子さん同士の交流もでき、リラックスした状態をご利用いただけるのでとても良いなと思いました。また、身近な場所で、気軽に相談でき、子育て期の孤立防止や育児不安の解消にもつながるなどの多くのメリットを感じました。

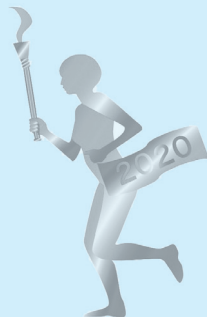
「ミルクの量や頻度はどのくらいか?」「離乳食の回数はいくつ?」といった相談にも、コーディネーターが的確にアドバイスをいたします。地域で安心して、妊娠・出産・子育てができるよう、市ではこれからも切れ目のない支援を行っていききたいと思います。

市長 畠山 稔

東京2020オリンピック聖火リレー
埼玉県聖火ランナーを募集

県聖火ランナー募集コールセンター
☎825-1130(平日9~18時)

東京2020埼玉県聖火リレー実行委員会は、県内を走るオリンピック聖火ランナーを募集しています。【募集期間】8月31日(土)まで 【主な応募要件】平成20年4月1日以前に生まれた人(国籍・性別は不問)で、現在または過去に埼玉県にゆかりのある人(在住・在勤・在学、活動実績、家族または親戚の居住など) 定65人 県ホームページ(☎<https://www.w.pref.saitama.lg.jp/oly-para/events/otr-torchbearer.html>)の応募フォームに入力



県ホームページ

セブン-イレブンに
AEDを設置

警防課 ☎775-1312・☎775-2230

7月11日、市とセブン-イレブン・ジャパンは「自動体外式除細動器(AED)設置」に係る調印式を行いました。これにより、市内にある全てのセブン-イレブン(31店舗)にAEDを設置しました。各店舗は、周辺で重篤な傷病者が発生し、その場に居合わせた人がAEDを借りに来た場合に、受け渡しを行います。いつでも使用可能なAEDを設置したことにより、さらなる救命率の向上を目指します。



(株)セブン-イレブン・ジャパン坪井埼玉ゾーン総務マネジャー(左)と消防長

技能功労者表彰 候補者の推薦

商工課 ㊟77714441
㊟77515024

技能者の社会的地位と技術水準の向上、勤労意欲を高めることを目的に、技能の向上や後進の育成などに貢献している人を表彰します。㊟

主に市内で就業している次の①～③の全てに該当する人①技能者として同一職種の職業に30年以上従事し、かつ現在もその職業に従事している②優れた技能を持ち、後進の模範となっている③左記の「表彰対象職種」に該当する **【表彰対象職種】**大工、とび職、左官、板金工、屋根職、畳職、タイル・レンガ工、ブロック建築工、石工、配管工、電気工事工、ガラス工、造園職、塗装工、表具師、建具師、家具製造工、内装・インテリア、看板・広告美術、印刷工、印章彫刻士、時計修理工、写真師、貴金属装身具製造職、自転車組立・修理工、自動車整備・修理工、製菓・製パン・製めん工、豆腐製造職、染物・洗張職、洋裁・洋服仕立職、和服仕立職、寝具製造職、クリーニング・美容師、理容師、はり・きゆう・あんま・マッサージ・指圧など ㊟

技能職団体の代表者などは、推薦書

(商工課にある)に必要な事項を記入して、9月6日(金)までに直接、商工課へ ※技能職団体に属さない場合は、自薦もできます。

10月1日から全ての飲食店で 消火器の設置が必要に

予防課 ㊟77511314
㊟77512230

現在、床面積などが一定規模以上の飲食店は、消火器の設置が必要とされています。しかし、平成28年12月に新潟県糸魚川市で発生した大規模火災の重大性を踏まえて、消防法令が改正されました。これにより、10月1日(火)からガスコンロなどの火を使用する設備や器具(調理油過熱防止装置や自動消火装置などが設置されているものを除く)を有する全ての飲食店で、消火器の設置が必要となります。また、設置した消火器は、6カ月ごとの定期点検と年1回の消防本部への点検結果の報告が必要となります。

まだ消火器を設置していない飲食店は、速やかに設置してください。消火器は、ホームセンターなどでも購入できます。「業務用消火器」と記載された物を選択してください。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

119番通報などの 電話同時通訳 サービスの 運用開始



指令課 ㊟775-1311・㊟770-1900

7月1日から、外国人など日本語によるコミュニケーションが困難な人からの119番通報に対応できるよう、電話同時通訳サービスの運用を開始しました。【対応時間】毎日24時間【対応言語】17言語(英語、中国語(北京語)、韓国語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、マレー語、タガログ語、ネパール語、ミャンマー語、クメール語、ポルトガル語、スペイン語、ドイツ語、フランス語、イタリア語、ロシア語)



避難に関する情報が変更

危機管理防災課 ㊟775-5140・㊟775-9927

平成30年7月の西日本豪雨を受け、気象庁や市区町村が出す気象情報や避難情報が5段階の警戒レベル(下表参照)に整理されました。今後、警戒レベル3以上の避難情報は、下記のように発令します。

【市から発令する避難情報例】 ○○地区に洪水に関する警戒レベル4、避難勧告を発令しました。○○川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。○○地区の人は、速やかに全員避難してください。

警戒レベル	主な発表機関	相当する情報	住民が取るべき行動
1	気象庁	・早期注意情報	災害への心構えを高める
2		・洪水注意報 ・大雨注意報	避難に備え、行動を確認
3	上尾市	・避難準備 ・高齢者等避難開始	高齢者・障害者などは避難
4		・避難勧告 ・避難指示(緊急)	全員避難
5		・災害発生情報	災害発生、命を守るための最善の行動を

低
↑
危険度
↓
高

金婚式典・ダイヤモンド婚式典

高齢介護課 ☎775-5124・☎776-8872

金婚(結婚50年)とダイヤモンド婚(結婚60年)の夫婦を祝福し顕彰するため、次のとおり合同式典を行います。**時**10月26日(土)13時30分~15時30分(受け付け/13時~) **所**文化センター **因**金婚式典/4月1日から式典当日まで、夫婦共市内に住所があり、昭和44年中に結婚した夫婦 **ダイヤモンド婚式典**/4月1日から式典当日まで、夫婦共市内に住所があり、昭和34年中に結婚した夫婦 ※過去に対象となっていて、まだ届け出をしていない夫婦も対象です。 **申**「金婚式典・ダイヤモンド婚式典対象者届出書」に必

要事項を記入して、8月16日(金)まで(必着)に直接か郵送またはファクスで高齢介護課(〒362-8501本町3-1-1)か各支所・出張所、または各地区の民生委員へ ※送迎バスの利用を希望する人は、「送迎バス利用申込書」も提出してください。停留所と予定時刻は**下表**のとおりです。バスの利用は先着順のため、満席の場合は利用できません。 ※「金婚式典・ダイヤモンド婚式典対象者届出書」と「送迎バス利用申込書」は、高齢介護課、各支所・出張所、民生委員宅にあります。

【送迎バス停留所と予定時刻】

東側停留所		予定時刻
東側A経路	原市五区公民館前	12:15
	原市集会所	12:20
	尾山台出張所	12:25
	瓦葺保育所前	12:30
	原市団地北口	12:40
	沼南駅前(駅ロータリー)	12:45
	上新町	12:50
	文化センター	13:00
東側B経路	上郷集会所	12:15
	しらこぼと保育所前	12:25
	出荷所前(菅谷1丁目)	12:35
	上平支所	12:45
	東部浄水場南	12:50
	文化センター	13:00

西側停留所		予定時刻
西側A経路	大谷支所	12:15
	らぼーる上尾入口	12:20
	平方支所	12:25
	西上尾第二団地(ロータリー)	12:30
	文化センター	13:00
西側B経路	諏訪神社前	12:10
	西消防署前	12:15
	西上尾第一団地(ロータリー)	12:20
	浅間台大公園(北側バックネット付近)	12:25
	井戸木広場	12:35
文化センター	13:00	

※時刻表の停留所、時刻、運行ルートについては、申し込み状況により変更します。帰りのバスは、式典終了後に文化センターから出発します。

コンプライアンス研修会を実施

職員課 ☎775-5112・☎775-9819

7月9日に文化センターで、市長・副市長・教育長も含め課長職以上の職員を対象に研修を実施しました。これは、西貝塚環境センターの入札に係る第三者調査委員会からの再発防止策の提言を受けて、職員の職務に係る倫理の保持に資するために行ったものです。講師に、高嶋直人さん(人事院公務員研修所客員教授、写真右)を迎え、講演していただきました。

講演では、自治体や公務員におけるコンプライアンスについて、具体的な事例も交えつつ、不祥事防止のために求められる組織的対応や職員のコンプライアンス意識の在り方を改めて学びました。講師からは「不祥事が発生した場合は、(当事者に)そうさせたものが一体何なのかを考えることが重要」「市民ファーストはもちろんだが、目の前の市民だけではない。公務員は全体の奉仕者であることを自覚して行動すべき」など、職員全員が当事者意識を持ち、職場内においても互いに関心を持って小さな兆しも見逃さないことが不祥事を未然に防ぐことにつながることを、また組織全体で防止に取り組むことが重要であることをご教示いただきました。



市では、今後、職員一丸となって信頼回復に努めるとともに、市民の皆さんに不信や疑惑を招くことがないよう公正な職務遂行に全力を尽くしてまいります。

時とき **所**ところ **内**内容 **対**対象 **費**費用・金額 **※**記載のないものは「無料」 **定**定員 **持**持ち物
申申し込み **※**記載のないものは「当日、直接会場へ」 **問**問い合わせ

埼玉県知事選挙

任期満了に伴う埼玉県知事選挙は8月8日(木)に告示され、8月25日(日)に投票が行われます。この選挙は今後4年間、埼玉県政を託す人を選ぶ大事な選挙です。有権者の皆さん一人一人が、大切な一票を無駄にすることのないように投票しましょう。

選挙管理委員会事務局
☎775-9689 ・ ☎775-9819

投・開票日
8月25日(日)
7:00 ~ 20:00

【投票できる人】満18歳以上(平成13年8月26日生まれまで)で、令和元年5月7日までに上尾市へ転入の届け出をし、引き続き市内に住民基本台帳の登録がある人

令和元年5月8日以降に上尾市へ転入した人

令和元年5月8日以降に、埼玉県内の他市区町村から上尾市へ転入の届け出をした人で、前住所地の選挙人名簿に登録されている人は、次の①~③のいずれかの方法で投票できます。

- ①投票日の当日(8月25日(日))に、前住所地の投票所で投票する。
- ②8月9日(金)~24日(土)に、前住所地の選挙管理委員会でも期日前投票する。
- ③8月24日(土)までに市選挙管理委員会でも不在者投票する(前住所地の選挙管理委員会に書類の請求が必要)。 ※前住所地の選挙管理委員会に「投票日の当日、選挙人名簿登録地の投票所へ行って投票できない」旨と「現住所地で投票したい」旨を宣誓した書類を提出し、投票用紙を請求してください。請求に基づき不在者投票関係の書類が送付されるので、封を切らずに市選挙管理委員会または期日前(不在者)投票会場へ持参してください。

※①~③のいずれかの方法で投票する場合、前住所地から上尾市に住所を移し、引き続き県内に住所を有する旨の証明書(無料)、または住民票の写しが必要です。

※埼玉県知事選挙では、投票日までに県外に転出した人は、投票することができません。

■投票所入場券の郵送

選挙人名簿に登録されている人には、8月上旬に投票所入場券を郵送します。
投票所入場券は圧着はがきで、開封すると同一世帯で最大4人分の投票所入場券が入っています。それぞれ各自で切り離し、氏名を確かめてから、投票所に持参してください。

また、期日前投票をする場合は、入場券裏面の宣誓書に記入して、期日前投票所に持参してください。投票日当日に投票する場合は、記入の必要はありません。入場券が見当たらない場合でも、本人確認の上、投票できます。投票所の係員に申し出てください。

■選挙公報は全世帯に戸別配布

候補者の氏名、写真、政策などを掲載した選挙公報を全世帯に戸別配布します。投票の参考にしてください。なお、選挙公報は、市役所、各支所・出張所などにも備えてありますので、利用してください。 ※選挙管理委員会で作成した「選挙のお知らせ」は7月下旬に全世帯に戸別配布する予定です。

■開票は即日、市民体育館で

埼玉県知事選挙は、即日開票します。時8月25日(日)21時~ ※投票・開票速報は市ホームページでも発表します。

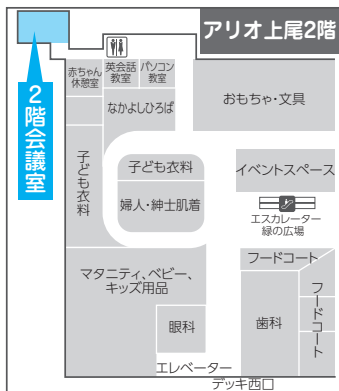
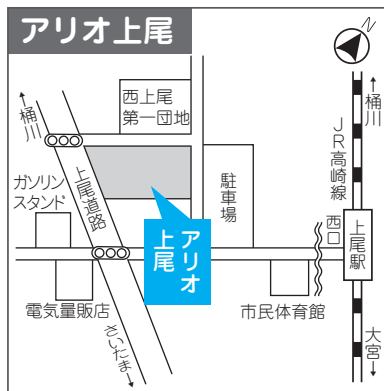
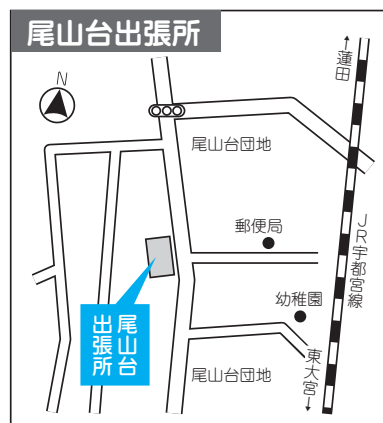
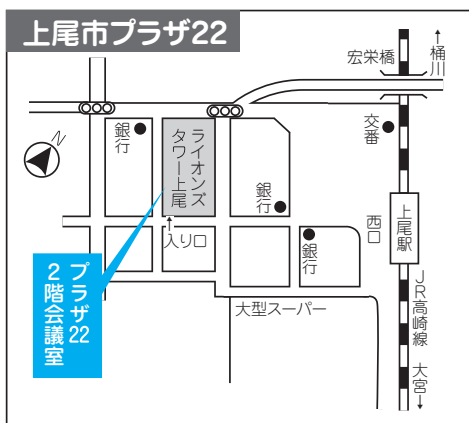
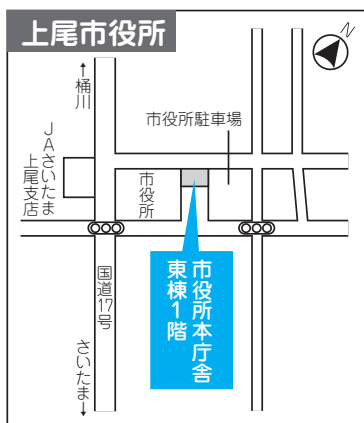
期日前(不在者)投票 ～投票日の当日に投票できない人のために～

上尾市の選挙人名簿に登録されている人で、次のような人は投票日の前日までに期日前(不在者)投票ができます。

- 仕事や冠婚葬祭などの予定がある
- 旅行や買い物などで投票日の当日に投票区内にいない
- 病気、けが、妊娠などの理由で投票所へ行くことが困難
- 引っ越しなどで県内の他市町村に住んでいる
- 天災または悪天候により投票所に行くことが困難

【期日前(不在者)投票所の場所と時間】

会場	期間	投票時間
市役所本庁舎 東棟1階	8/9(金)～24(土)	8:30～20:00
上尾市プラザ22 2階会議室		9:30～20:00
アリオ上尾 2階会議室	8/18(日)～24(土)	10:00～20:00
尾山台出張所		9:30～17:00



出張先など滞在地で

仕事先や旅行先など、滞在先の市区町村選挙管理委員会でも不在者投票をすることもできます。事前の手続きが必要ですので、市選挙管理委員会事務局へ早めに問い合わせてください。

病院などで

不在者投票施設として都道府県選挙管理委員会から指定されている病院や老人ホームなどに入院・入所している人は、施設内で投票することができます。入院・入所している施設へ申し出てください。

代理・点字・郵便投票 ～身体が不自由な人のために～

- **代理投票** 身体の不自由な人や、自分で字を書くことのできない人は、投票所の係員が代筆する「代理投票」を利用できます。係員は投票内容を絶対に他人に話すことはありませんので、安心して申し出てください。
- **点字投票** 目の不自由な人に点字器と点字用投票用紙を用意してあります。投票所の係員に申し出てください。
- **郵便投票** 身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持っている人または介護保険の被保険者証に要介護状態区分5と記載されている人で、歩行が困難であるなど身体に重度の障害があり、投票所へ行くことができない人は、郵便投票ができます。事前に市選挙管理委員会へ申請し、郵便等投票証明書の交付を受けてください。※身体障害者手帳・戦傷病者手帳の記載内容によっては、郵便等投票証明書の交付が受けられないことがあります。詳しくは、市選挙管理委員会事務局へ問い合わせてください。

時とき 所ところ 内内容 対対象 費費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物
申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問合わせ